

平成 29 年度

静岡県立大学短期大学部

自己点検・自己評価報告書

静岡県立大学短期大学部

自己点検・自己評価委員会

本学は、平成 28 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、同協会が定める短期大学基準に適合している旨の評価結果を得た。しかしながら、評価結果において、努力課題として 2 件 (NO. 5、NO. 6) の指摘を受けた。また、今年度の自己点検・自己評価委員会が評価結果から課題として 24 事項を抽出した。

そこで、今年度の自己点検・自己評価報告として、努力課題 2 件を含む 26 課題に対して、各部署での現状認識の検討を依頼し、次回の認証評価までの改善の一助となるよう企図した。なお、努力課題については、その対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、平成 32 年 7 月末日までに大学基準協会へ提出することが求められている。

以下、大学基準協会の指摘とそれに対する本学の対応状況を記す。

指摘内容に対する、現状認識と改善の進行具合には項目ごとにレベルの差がある。そこで、本報告書では、それぞれの段階に対応した記載内容にした。

平成 29 年度 自己点検自己評価委員会

NO. 1

指摘内容

看護学科及び社会福祉学科の「理念、目的」と歯科衛生学科の「目的」との整合性、並びに法人の「理念」との関係性が十分に整理・共通認識されたものとなっているとはいえない。

【現状】

[概括] 報告書には、社会福祉学科においては理念と目的が示され、歯科衛生学科においては目的しか示されていないことから整合性に欠ける。また、本学(短大)の目的と県立大学の理念の関係性について説明されていない。しかし、学科毎に「理念」「目的」を掲げているために整合性がとれているわけではない。

- ・社会福祉学科の「理念、目的」と歯科衛生学科の「目的」との整合性を保つ必要があるとの認識は、学内に存在しないと思われる。また、法人の理念に対する学内の共通理解があるかどうかは指摘のとおりである。
- ・看護学科は廃学科となったため、同学科の理念・目的とすり合わせる必要性はなくなった。
- ・各学科の「教育目的」は、各学科の専門性に特化したものになっている傾向がある。

【課題】

[概括] 法人の理念への共通の理解により、各学科の教育目的と大学の理念との関係性を整理し、各学科の教育目的の整合性について検討する必要がある。

- ・理念、目的をいかに尊重するか、またそれをいかに言語化するかが第一の課題であると考

える。

- ・法人の理念を画餅に終わらせない意識があるかどうか疑わしい。
- ・各学科の「教育目的」を擦り合わせる必要がある。また、各学科の「教育目的」と大学の「理念」との関係性を整理する必要がある。
- ・各学科の理念と目的に関して、学科間で整合性が保てるように検討を行う必要がある。(歯科衛生学科)
- ・社会福祉学科、歯科衛生学科の教育目的と、法人の理念との関係性が整理・共通認識できているか検討し、必要に応じて教育目的の見直しを行う。(社会福祉学科)

【対応策】

[概括] 法人の理念を踏まえた上で、教育目的に盛り込む枠組みを検討し、各学科で教育目的を再考し整合性をはかる。

- ・各学科の書式を統一する話し合いを持つ。
- ・県立大学の理念と本学(短大)の目的の関係性の説明の記述を追加する。
- ・県立大学の理念と本学(短大)の目的の関係性において、認証評価報告書で運営委員会、教授会で検討するとあるため、そこで対応を協議する。
- ・理念とは何か、またなぜ大学は理念を持たなくてはならないかを認識する段階から始めなくてはならないであろう。
- ・法人の「理念」「目標」に沿った文章にする。
- ・学科間において統一した共通認識の下で、一貫性のある「理念」「目的」を掲げる。
- ・自己点検・自己評価委員会もしくは改善実施委員会のような組織において、整合性がとられているかチェックする(一貫してチェックする組織が必要)。
- ・3学科とも異なる分野での人材養成となるため、3学科の共通性を持たせる必要はないと思うが、社会福祉学科社会福祉専攻とこども学科では、ともに保育士養成を行っているため、この点に関してのみ、学科(専攻)ごとの保育士養成の違いや特徴を明記していくべきと思う。

また、表記方法は、例えば、法人の表記方法のように各学科名を先頭にする等、統一したらよいのではないかと思われる。

- ・各学科の「教育目的」を照合し、各学科間の共通認識や連携部分についての文言の追加について検討する。また、大学の「理念」と各学科の「教育目的」を照合し、大学の「理念」に相当する部分の加筆修正について検討する。
- ・歯科衛生学科においては、法人の「理念」を加味し、かつ歯科衛生学科に特化する理念と目的を示す内容を検討していく。

具体的な案(一例)としては、

[理念]

口腔保健の立場から、国民の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をも

って広く地域社会と協働し貢献できる人材を育成する。

〔目的〕

1. 生命の尊厳と基本的な生命科学を理解する。
2. 基本的人権を尊重し、相手の心理と行動を理解して人と接する能力を身につける。
3. 地域社会・国際社会における口腔保健の果たす役割とその重要性を理解する。
4. 保健・医療・福祉等の関連職種と連携し活動できる能力を身につける。
5. 科学的探究心と問題解決能力を身につけ、生涯学習への意欲を培う。

といったものがある。(歯科衛生学科)

・本件について、社会福祉学科では対応できていない。対応策として、法人の理念を踏まえ、教育目的に盛り込む枠組みを短期大学部で検討・提案し、それに基づいた教育目的を各学科で設定する。(社会福祉学科)

・各学科の独自性を明確に示しながら「理念・目的」が認識されるように努めると同時に、法人の「理念」との整合性の検討を行うことが望まれる。(こども学科)

【備考】〔対応状況を示す具体的な根拠・データ等〕

平成 26 年度静岡県立大学短期大学部自己点検・自己評価報告書

静岡県立大学短期大学部に対する認証評価結果

NO. 2

指摘内容

理念・目標と教育目的や各学科等の理念・目的等の適切性の検証を行う責任主体は、自己点検・自己評価委員会であるが、この委員会が十分に機能しているとはいえないので、権限・手続き等の検証プロセスをより明確にするとともに、適切に機能させていくことが望まれる。

【現状】

開学当時から教員の自己点検・自己評価に対する理解が乏しく、自己点検・自己評価委員会もほとんど機能しなかった時期があったことから、各学科等の理念や目的等の検証は平成 26 年度に自己点検・自己評価を行うまで、ほとんど行われてこなかった。

【課題】

自己点検・自己評価の必要性に対する、全学的な共通認識を涵養することが喫緊の課題であり、それと同時に、自己点検・自己評価委員会の役割を明確にし、権限・手続き等の検証プロセスについても検討することが課題と考えられる。

【対応策】

自己点検・自己評価に対する教員の共通認識をはかる。そのためにも、自己点検・自己評価委員会の役割を明確にし、教員のコンセンサスを得る。

NO. 3

指摘内容

各学科の教員組織の編制方針に関して、明文化されたものがなく、教職員での共有が課題となっている。

【現状】

教員組織の編成については、大学および各学科の教育理念と教育目的に基づき、学生に対して責任ある教育を行うために、また、教育・研究成果による社会への貢献を行うための十分な教員組織を整備している。しかしながら、その編成方針を記したものは存在せず、そのため教職員での共有が不十分となっている。

指摘通り、教員組織の編制方針を明文化、公表し、教職員での共有を図ることが必要と認識している。

※ No. 4 は廃学科となった看護学科に関する指摘のため、省略する。

NO. 5

指摘内容

各学科の学位授与方針に、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

【現状と自己評価】

認証評価時においては、冊子体の大学案内には教育目的と教育目標のみが掲載されており、3ポリシーのすべてが掲載されていない現状にあったが、既に改善を行っている。

学校教育法施行規則改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、平成 28 年度中に各学科で検討の基、ディプロマ・ポリシーの改正を行った。ディプロマ・ポリシーは大学案内、ホームページ、履修要項に掲載している。

【備考】 [対応状況を示す具体的な根拠・データ等]

平成 29 年度大学案内、履修要項および、ホームページ

NO. 6

指摘内容

教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。

【現状】

認証評価時は、「教育課程の編成・実施方針では、短期大学部の目的、学科・専攻の教育目的・教育目標に沿って、カリキュラムを編成することが示されているのみで、カリキュラムの実態を説明するにとどまっている。

【課題および対応策】

歯科衛生学科では一部教育課程の編成・実施方針に求められる記述がみられるが、各学科とも教育課程の編成・実施方針に教育内容や教育方法に関する基本的な考え方を示す必要がある。

各学科で教育課程の編成・実施方針に教育内容や教育方法に関する基本的な考え方について検討する。

NO. 7

指摘内容

施設の確保、過密なカリキュラム等の課題に加え、教養科目をすべて選択科目としたため生物学や化学を履修しない学生がみられる。

【現状と自己評価】

『教養科目をすべて選択科目としたため生物学や化学を履修しない学生がみられる』との指摘は、歯科衛生学科におけるものである。歯科衛生学科では、専門科目の基礎として生物学や化学を履修することが望ましいとされている。生物学は現在の時間割では、3科目同時開講となっているが、化学は単独開講である。今年度、生物学または化学を履修していない学生は約7割であるが、この中には高校までに履修している学生も存在する。

また、歯科衛生学科では、平成18年度修業年限が2年から3年に変更されたことに伴いカリキュラム改正が行われ、平成17年度入学生まで必修だった生物学や化学の学習内容を含む専門科目の充実が図られている。

歯科衛生学科における歯科衛生士国家試験の合格率は、ほぼ100%であるので、教養科目における生物学、化学の履修の有無による教授上の弊害は無いと推測される。引き続き、専門科目で対応していく。

【備考】[対応状況を示す具体的な根拠・データ等]

歯科衛生士国家試験合格者の状況

指摘内容

学科における教育課程の検証は、不定期の実施であるため、定期的な検証を行えるよう、検証体制の構築が望まれる。

【現状】

[概括] 各学科における定期的な教育課程の検証は行われていない現状にある（こども学科は平成 30 年度に文部科学省の教職課程再課程認定を実施予定で、それを対象とした検証を実施している。）。

- ・ 歯科衛生士教育が、2 年制以上の教育年限から、3 年制以上の教育年限に移行した際に、大幅なカリキュラムの変更を行った。それ以降は、カリキュラム編成の改正に着手していない。（歯科衛生学科）
- ・ 学科における教育課程の編成等に係る検討は、社会福祉学科では教務委員が中心となり、学科会議で検討・審議されている。学科での検討結果から規程等の変更が必要な場合は、教務委員会を経て、教授会、教育研究審議会、法人役員会において審議・決定されている。（社会福祉学科）
- ・ こども学科では、文部科学省の教職課程再課程認定（H30）に合わせた形で教育課程の検証を行っている。（こども学科）
- ・ 本来、このような問題はまず学科で検討し、必要があれば委員会もしくは教授会に議題を提出して改善していくものであり、各学科ともそのようにしていると考えられる。（一般教育等）

【課題】

[概括] 各学科において、教育課程の定期的な検証が必要である。

- ・ 教育に必要な科目が欠落していないか、それとは反対に、重複している部分をスリム化できないか、検討が必要である。（歯科衛生学科）
- ・ 各学科においては、教育課程の定期的な検証に向けて、その体制構築が不可欠である。（社会福祉学科）
- ・ 教職課程等に関連した法改正の時期だけでなく、定期的に検証する体制を検討する必要がある。（こども学科）
- ・ 定期的でないことが問題になっている。（一般教育等）

【対応策】

[概括] 各学科において教育課程の定期的な検証をおこなう。各学科で検証の時期や方法について検討する。

- ・ 歯科医療・口腔保健等を取り巻く環境は大きな変革期を迎えている。歯科衛生士の資質向上に向けて歯科衛生士国家試験の出題基準の見直しが概ね 4 年に 1 度実施されている。そ

れに合わせて本学科における教育課程の検証を4年毎に実施するようなシステムを構築することが考えられる。現在、学科内のカリキュラム検討ワーキング・グループを立ち上げた。

(歯科衛生学科)

・対応策として、教育課程の定期的な検証体制を構築するため、各学科の教務委員を中心としたワーキングチームを構成する。もしくは、教務委員と専門科目の領域主任等の担当者が連携することが考えられる。(社会福祉学科)

・年次計画を策定し、教育課程の検証を実施することを検討したい。(こども学科)

・学科会議等で議論された内容のまとめを、定期的に提出するようにすればよい。中期計画と関連付けができれば更によい。(一般教育等)

NO. 9

指摘内容

GPAの活用等を検討しながら、さらなる学生指導の充実を図られたい。

【現状と課題】

現在、GPAは成績優秀者選定の際に参考として活用している。こども学科では、学生自身の振り返りに活用しているが、その成果を検証し、検討を加える段階にきている。

NO. 10

指摘内容

学科・専攻ごとに課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明らかにし、その学習成果を測定するための評価指標を開発することが望まれる。

【現状】

各科目のシラバスで授業の目的(GIO)、到達目標(SBOs)を示しているが、到達目標に応じた評価指標までは設定していない。

ディプロマ・ポリシーで修得すべき学修成果は示している。

【課題】

各学科・専攻において修得すべき学習成果を明らかにし、それを測定するための評価指標について検討する必要がある。

【対応策】

現状では、学生の学習成果を測定するための統一的な評価指標、およびそれに基づいた評価制度は整備されていないので、今後検討していく。

指摘内容

卒業生対象アンケートは、「自己管理（健康）についての教育が適切になされていたか」「実習の時間数や記録物の量は適切であったか」の項目で「良い」の割合が低かった。

【現状】

実習の時間数は、各資格等の取得に必要な実習時間数や単位数を元に設定されたものである。記録物は、実習の振り返りや指導・評価に際して不可欠である。（教務委員会）

・入学時ガイダンスで健康管理について指導。また、UPI テストを実施し、入学生の心の健康状態を確認。結果によって、保健室から連絡を取り学生相談室に来てもらっている。

・4月に全学生対象の健康診断の実施（休学者を除き受診率 100%）

・1年生を対象に、健康診断書の見方を解説し、健康への関心を喚起。

・全学生に感染症予防のための基本講習会実施

・1年生を対象とした歯科検診の実施

・1年生にツベルクリン反応注射を実施し、BCG ワクチンの必要な学生には大学負担で予防接種

・B型肝炎の抗体価が低い学生全員へのワクチン接種（医師会に来校してもらい、実施）2・3年生でも抗体価が低い学生は再度接種

・耳下腺炎、水痘、麻疹、風疹の抗体価が低い（陰性・疑陽性）学生へワクチンの接種（対象者が30名以上いる場合には、医師会に来校してもらい実施）

・保健室、学生相談室、障害学生支援室、キャリア支援室、学生室が月二回ミーティングを行い、学生の情報を共有

・食育を目的に、学生に学食の食券を配布（学生委員会）

【課題】

・学生に対する実習及び記録物の必要性の周知。（教務委員会）

・各種講習会や学生室・保健室からの案内などが一方的なものとならず、学生が主体的に健康的な生活を送るようにしていかななくてはならない。（学生委員会）

【対応策】

まず、定期的な実習の時間数や記録物の量の検証を行う。

必要不可欠であることについて実習指導において丁寧な説明に努めていく。（教務委員会）

・継続して健康支援と自己管理についての教育を行っていく。

・年度初めのガイダンスで、健康に関する教育を大学が行っていることを学生に伝える。

・学生の回答に占める「わからない」の割合が他の項目に比べて多いため、設問を学生の理解しやすい表現にできるか検討する。（学生委員会）

NO. 12

指摘内容

学生の受け入れ方針は、『学生募集要項』、ホームページ等に明記され、広く外部に周知を図っているが、学内においては周知が徹底されておらず、改善が望まれる。

【現状】

学生の受入方針は、大学案内に記載している。また、入学時ガイダンスにおいて説明し、周知を図っている。

【課題】

学生の受入方針は、大学案内に記載しているものの、入学後に配布することはなく、学生の目に触れにくい。

【対応策】

履修要項に学生の受入方針を掲載し、学生への周知を強化する。

NO. 13

指摘内容

学生の受け入れ方針と入試科目のあり方等を含めさらなる改善への取組みが望まれる。

【現状】

国においては、入学者選抜において、学力の3要素を多面的・総合的に評価するものへと改善する方向で入試改革の検討が進められている。

本学の推薦入学においては、面接時に提出書類を活用しているとはいえ、提出書類の審査を配点に含んでいない学科があり、また、書類審査を配点に含んでいる学科においても、評定平均値を使用しているのみである。一般選抜においては、センター試験の結果のみを評価の対象としている。

【課題】

本学の現在の各入試区分における評価方法では、学生の受入方針に基づいた学力の3要素を十分に多面的・総合的に評価できているとは言い難い。

【対応策】

国の入試改革の動きに連動し、学生の受入方針に基づいた入学者選抜ができるよう、入試区分や評価方法等を総合的に見直しているところである。

指摘内容

(第2期中期目標に定められた3つの目標について) 一部について学生に周知されているものの浸透しておらず、改善が望まれる。

【現状】

支援内容ならびに支援方法は以下のとおり。

《学習・生活支援》

- ・相談員2名、障害学生支援員1名による相談室を設置。弁護士による法律相談。
 - (周知方法) 保健室から学生への案内、担任教員から学生へ声掛け、ホームページ・学生便覧での周知。
- ・Web 学生支援サービス (ユニバーサルサポート：以下ユニパ) により、時間割・出席状況・成績の管理。
 - (周知方法) 構内掲示だけでなく、学生の活用しやすいインターネット上の掲示・連絡の実施。年度初めガイダンスで説明、1年次パソコンガイダンスでサービス利用方法説明。
- ・学校単位での総合補償制度への加入 (授業、登下校、実習、申請のあったインターンシップ時にて適用可能)。
 - (周知方法) ユニパを用いたメール・ネット上の掲示で周知。
- ・原付を利用する学生への安全な乗り方講習会の実施 (年1回実施)。
 - (周知方法) ユニパを用いたメール・ネット上の掲示で周知、年度初めガイダンスでの直接説明、教員からの口頭連絡

《進路支援》

- ・年度始めの、全学生を対象にしたキャリアガイダンス/就職準備オリエンテーションの開催。
- ・毎月の学内でのハローワーク出張相談会の実施。
- ・求人、インターンシップ、就活イベント、編入のための四年制大学募集要項の紹介。
 - (周知方法) ユニパを用いたメール・ネット上の掲示
- ・履歴書の添削、面談練習の実施、就活のためのメイクアップ講座の開催、学科ごとの就職相談会、就職ガイダンス開催、各国家試験対策の模擬試験実施、進路希望調査の実施
 - (周知方法) ユニパを用いたメール・ネット上の掲示、学科にて担当教員からのアナウンス

《社会活動支援》

- ・ボランティア、学科教員からのボランティアの紹介。
 - (周知方法) 学科教員から学生への連絡

【課題】

学生に浸透しているか否かの検証は行われていない。指摘によってそれを知ることがで

きたので、検証作業とそれに基づく改善案の策定が必要であると認識している。

NO. 15

指摘内容

学生との顔合わせの方法やチューターと学生の関わり方に学科ごとの違いが見られるので、チューター制度として機能するよう、短期大学部全体でチューター制度の運用のあり方を検討することが望まれる。

【現状】

[概括] チューター制度について明確な規定がないため、チューターと学生の関わり方などについて、各学科・専攻ごとに対応が異なる現状にある。

・入学後、早い段階でチューターと学生との顔あわせを行い、チューターは学生の修学、生活、進路、健康等の相談に随時対応し、他の教職員と協力して学生生活全般の支援を行っている（歯科衛生学科）。

・チューター制度について明確な規定がないため、学生との顔合わせの方法やチューターと学生の関わり方などについて、各学科・専攻ごとに対応が異なる。（社会福祉学科）

・こども学科の現在の運営方法としては、1、2年とも前期にチューター会を実施し、学生委員が取りまとめた内容から、教員間で情報共有を行っている。2年については、就職支援を兼ねて運営している。（こども学科）

【課題】

[概括] 各学科・専攻ごとに対応が異なるチューター制度について、ある程度の標準化を図る必要がある。

・チューターの行っている内容が、学科ごとに若干相違が認められるように思われる。（歯科衛生学科）

・各学科・専攻ごとに対応が異なるチューター制度について、運用の標準化を図る。（社会福祉学科）

・2年生は卒研担当教員に進路相談する場合もあるため、卒研担当者とチューターとの連携が課題となる。（こども学科）

・学生が気軽にチューターを訪ねることのできる仕組みが必要である。（こども学科）

【対応策】

[概括] 対応策として、チューター制度の標準化を図るため、学生委員会が中心となり、各学科のチューターの定義、役割、連携の仕組み等について比較検討する。それを踏まえ、全学科に共通する内容を検討・整理し実施する。

・チューターの行っている内容が、学科ごとで違いがないか、比較検討を行い、調整してい

くことが望まれる。(歯科衛生学科)

- ・学生委員会にて行うことが望ましいと思われる。(歯科衛生学科)
- ・対応策として、チューター制度の標準化を図るため、学生委員会が中心となり、各学科でチューターの定義、役割等について規定案を作成してもらい、それを踏まえ、全学科に共通する内容を検討・整理した後、教授会等の審議を経て所掌を策定することが考えられる。(社会福祉学科)
- ・オフィスアワーを設定する。(こども学科)
- ・チューターと他の教員(卒研担当者等)との連携の仕組みを教員間で確認する。(こども学科)

NO. 16

指摘内容

ハラスメント防止については教職員及び学生に対して周知が図られているものの浸透しておらず、今後、さらなる周知が望まれる。

【現状】

主な周知活動としては、以下の3点が実施されている。

1. 学生に対しては、毎年度、ガイダンス時にハラスメント防止の組織説明等を行っている。
2. 非常勤講師ならびに実習先に対しては、文書によるハラスメント防止のお願いを、年に一度行っている。
3. 年に各一度の、学生および教職員対象のハラスメント防止講演会・講習会を開催している。

【課題】

指摘のように、各個人においてハラスメント防止に対する意識差があることが課題と考えられる。

【対応策】

更なる啓発活動や効果の確認としてハラスメント防止に関する自己評価アンケートの考案等も考えられるが、ハラスメント防止の基本は各個人の意識の向上と行動にあると思われる、難しい問題であると考えられる。

ハラスメント防止の意識を共有するためには、地道に研修会を重ねることも必要と考えられる。

NO. 17

指摘内容

防災マニュアルが策定されていないが、貴短期大学部では、地域住民参加型の防災訓練等を実施していることから、その策定は必須である。現在、併設大学で策定したマニュアルをもとに検討中であるので、早急な対応が望まれる。

【現状】

平成 29 年 3 月に防災マニュアルが策定され、本学ホームページにも掲載されている。防災マニュアルの更新作業を行い、教授会報告後に周知を行っている。

【課題】

短期大学部だけの防災マニュアルではなく、看護学部も含めた小鹿キャンパス全体の防災マニュアルの早急なる策定が必要である。

【対応策】

情報を更新し、平成 29 年度内には新マニュアルを発行する（11 月に更新完了）。また、年度毎に情報を更新する。更新した防災マニュアルは、公式サイトリニューアル（平成 30 年 3 月予定）に合わせてアップロード予定である。また、公式サイトリニューアルに合わせて、防災マニュアル掲載箇所へのバナーもしくはリンクがトップページに設定され、学生・教職員からアクセスしやすくなる予定である。

今後は、短期大学部のみでの防災マニュアルとしてではなく、看護学部も含めた小鹿キャンパス全体の防災マニュアルを策定する方向で検討している。

NO. 18

指摘内容

中期・年度計画推進委員会により、中期計画の事業推進や自己評価等を実施しているものの、今後は検証プロセスをより機能させ、改善に努めることが望まれる。

【現状および課題】

検証プロセスの中で、中期・年度計画推進委員会に至るまでの本学（短期大学部）内のプロセスに問題があると考えられる。

すなわち、短期大学部の中期・年度計画策定は、運営委員会で行うこととなっているが、その実施は各部署で、その評価も記載した部署が行っており、短期大学部全体に関する評価は明確な組織が存在しない現状にある。

また、改善実施委員会は改善の計画策定を行うとの文言があるのみであり、実際の改善は各委員会等が行うことを想定していると思われる。改善評価はどこが行うのか等、各委員会間の連携と作業プロセスは不明確な状況にある。

したがって、各委員会の所掌ならびに委員会相互の関係性の確認、明確化が、最初に取り組むべき課題と考える。

NO. 19

指摘内容

今後の方針として、より学生主体の防災訓練を行っていく意向であり、より多くの地域住民が参加する「学生主体の地域住民参加型防災訓練」に発展することを期待したい。

【現状】

学生会を中心として、学生目線からの防災訓練内容を提案してもらっている。また、防災訓練時には地域自治会と連携して地域住民にも参加してもらっている。

平成 29 年度は看護学部と合同で小鹿キャンパス全体としての防災訓練を実施した。

【課題】

平成 29 年度は看護学部と合同で小鹿キャンパス全体の防災訓練を実施した。そのため、短期大学の防災委員会としては、看護学部、短期大学部学生会、地域住民というように、多方面との調整が必要となっている。今後もこの 4 者間での訓練を継続していく予定であるが、各部間での調整が難しい課題である。

【対応策】

学生会や地域住民（自治会長）、看護学部と防災訓練内容について協議する場を設ける。

NO. 20

指摘内容

各専門委員会の所掌があいまいになっており、形骸化されている委員会も見受けられることから、組織のあり方について見直しを行うことが望まれる。

【現状および対応策】

看護学科の廃学科と一般教育等群の教員数の減少により、組織の縮小が起きているにもかかわらず、従前の委員会数である。また各委員会の現在における必要性や所掌の点検も、久しく行われていない状況にある。

組織点検、改善を怠ったことが課題と考えられる。

全ての現委員会の組織点検と所掌と関係性の明確化、それに向けた現状分析が急務と考える。

<p>指摘内容</p> <p>各学科における学科等代表の決め方など学科間での違いが大きく、大学のガバナンスが十分に機能しているとはいいがたいので、今後の改善が望まれる。</p>
--

【現状】

〔概括〕現状では、各学科等の独自の考え方で行っており、学科等代表の選出方法、所掌等は統一されておらず、学科等に一任されている。

- ・歯科衛生学科においては、学科代表の選出に関しては学科の専任教員の教授のうち、当該年度をもって退職するものを除いたものから選出している。他学科における選出法と同一にするなど、すり合わせは行っていない。(歯科衛生学科)

- ・社会福祉学科では、学科代表の役割、権限等に関して明文化したものはなく、前任者の申し送りによって引き継がれる。学科代表は、原則として教授の苗字順で決められる。任期は1年である。(社会福祉学科)

- ・こども学科では、他学科の仕組みを踏まえて、教授による1年任期の輪番制となっている。(こども学科)

- ・一般教育の代表は話し合いで決められる。学科等代表の役割は、学科会議の議長が主であり、そこで議論された内容が委員会を通して教授会に議題として提出される、という仕組みになっている。学科内での問題処理のまとめ役、というのが現状である。(一般教育等)

【課題】

〔概括〕短期大学部として、統一された学科等代表の選出方法、役割、所掌等について明確にする。

- ・学科代表の選出法は、各学科において、違いが認められる。各種委員会の委員の選出法に関しても、各学科に一任されている。その他、学科主導で行われる事項がいくつか認められる。(歯科衛生学科)

- ・社会福祉学科は、社会福祉専攻と介護福祉専攻からなり、学科代表は2つの専攻を束ねる役割を担う。学科代表の業務を円滑に遂行するうえで、学科代表の役割・権限等に関して明文化することのほか、その業務を担うにあたっては、学科運営に支障が生じないよう一定のキャリアを有することが求められる。また、1年ごとに学科代表が交代となるため、安定した学科運営をしづらい。さらに、学科代表に対する業務手当等の支給がないため、短期大学部における学科代表の位置づけが弱い。(社会福祉学科)

- ・短期大学部部長、短期大学部学生部長などの4役の任期が2年であることを考えれば、さまざまな課題に対応する組織としては学科代表も2年任期であることが望ましいのかもしれない。(こども学科)

- ・代表がガバナンスに関わると理解されるのは、運営委員会の委員であることによると考えられる。運営委員会はその構成員、議題の内容等から主要な決定機関となりえる。また、そ

のように理解している教員もいるようである。また、学科等代表の決め方によっては、教授会と同等もしくはその上の組織となる可能性がある。(一般教育等)

【対応策】

[概括] 安定した学内運営を行うために、学部構成の最低単位である学科等の代表である学科等代表の任期、役割、所掌、位置づけ等を検討し、短期大学部全体での意見の統一を図る。

・学科主導で行われている事項を洗い出して、学科間で大きく違っている点がある場合には、大学として、ある一定の方針を示していくことが望まれる。(歯科衛生学科)

・対応策として、学科代表の選出方法などについて、短期大学部全体で統一された所掌を策定する。その内容として、安定した学科運営をするため、学科代表は、一定のキャリアを有する教授の中から選出し、任期は複数年とすることなどを盛り込む。また、短期大学部の役割に学科代表を位置づけ、一定の業務手当等の支給を検討する。(社会福祉学科)

・学科代表の任期を2年とする場合には、現在入学者選抜実施委員のみ2年任期であるところ、他の委員会も2年任期とすることにより、各人の役割において、2年かけて課題への対応を行い、組織全体としての運営機能の向上を図るのが望ましい。(こども学科)

・運営委員会の組織上の位置を明確にする(廃止も含めて)ことによって、学科等代表は各学科の自主性を尊重し、現状で不都合はない、ガバナンスには影響しない、と主張する。もちろん、代表に組織上の役割を与え、その決め方を議論するという選択肢もある。(一般教育等)

NO. 22

指摘内容

社会人専門講座の拡張による増収がみられるなど収入増加に向けた努力がなされているが、運営費交付金が削減されていくなかで、今後とも外部資金の獲得に向けて積極的な取り組みが望まれる。

【現状】

[概括] 年度計画において、獲得実績を基とした目標設定を行っている。また、外部資金の募集案内は、公募情報をメール等により随時、教員に配信、提供している。教員は、科学研究費補助金説明会へ積極的に参加するなどし、外部資金の獲得に努めている者もいるが、現状では、申請については教員の自己判断にゆだねられている。

・短期大学部では、獲得実績を基に目標を設定するとともに、外部資金の募集案内については公募情報をメール等により随時教員に情報提供している。科学研究費については応募上の留意点等を重点的に解説する説明会を開催するなどしている。平成28年度においては、科学研究費助成事業、共同・受託研究、奨学寄附金等合わせて10件の外部資金を獲得している。(総務室)

- ・歯科衛生学科では、外部資金の継続的な確保を目的に科学研究費助成事業やその他競争的資金の申請の奨励を積極的に行っている。短期大学部が開催している科学研究費補助金の説明会へ積極的に参加するなどにより増収を図っている。歯科衛生学科の外部資金獲得では、過去5年間の外部資金受入額の推移は、ここ数年は増加傾向にある。(歯科衛生学科)
- ・外部資金の申請については、教員の自己判断に委ねられている。(社会福祉学科)
- ・総務室より、外部資金の情報を頻繁に受信している。科研費についても、不採択の課題について、次回に向けたフォローの仕組みがある。(こども学科)

【課題】

外部資金獲得については、例年、一部の教員からのみの申請となっている。また、申請に対する外部資金獲得率を高める必要がある。

【対応策】

外部資金獲得に向けた情報収集を、より積極的に行う。また、教員は、申請書類の書き方についての講習を受講する等、スキルアップを図り、積極的な外部資金獲得に努めていく。

NO. 23

指摘内容

貴大学法人では、大学と短期大学部が一体的に運営されていることから、財務計算書類において各部門の運営経費などを明確に区分していないが、それぞれ独自の教育・研究目的の遂行や経費の見直しの点から、今後の検討が望まれる。

【現状】

本学は、県知事から達成すべき業務運営に関する「中期目標」が示され、これを達成するため、「中期計画」策定し、知事の認可を受けている。各実施年度においては、該当年度開始前に「年度計画」を届出しており、「年度計画」には、当該年度の予算、収支計画及び資金計画が掲載されている。

予算は、理事長が策定した明確な予算編成方針のもとに編成を行い、予算を執行する単位は、県立大学、県立大学短期大学部に分けられ、それぞれ予算責任者が置かれている。

しかし、財務計算書類においては各部門の運営経費などを明確に区分していない。

【課題】

予算の編成及び執行においては県立大学、短期大学部ごとに執行されているが、財務計算書類においては各部門の運営経費などを明確に区分していない。

【対応策】

現在、財務会計システム及び人事給与システムを更新しており、予算、決算及び財務計算書類において県立大学と短期大学部の運営経費等を明確に区分できるよう検討していく。

人事給与システム更新は、平成 30 年度、財務会計システム更新は、平成 31 年度に予定されている。

NO. 24

指摘内容

毎年度、静岡県公立大学法人評価委員会に対して改善状況を報告しているが、改善すべき事項として、教員活動評価における評価精度の向上や活用方法の検討等が認識されており、今後の取組みに期待したい。

【現状】

現在の教員活動評価方法は、部局で定めた教育、研究、地域貢献等の評価ウエイトの範囲内で各教員個人の意見を考慮し評価ウエイトを決め、その年度の実績に基づき評価している。

評価制度の活用については、総合評価結果が優秀な教員の中から学長表彰者を選定している。また、平成 29 年度からサバティカル研修制度が制定され、教員選定において評価結果を利用している。

【課題】

教員活動評価において、実態にそぐわないと思われる評価結果も見受けられており、より客観的な評価制度の確立並びに制度の運用の検証・改善に努めることが必要である。

【対応策】

より客観的な評価制度を確立するためには各部局の実態に即した評価ができるよう規程の改正等を検討する必要があると考える。

評価制度の活用で、学長表彰制度やサバティカル研修制度を取り入れているが、より客観的な評価制度を確立し精度を高めた上で、検討していく必要があると考える。

NO. 25

指摘内容

自己点検・自己評価委員会で短期大学部としての点検・評価を行い、それを踏まえて改善の取組みを改善実施委員会等で行うこととしているものの、内部質保証という観点から、各組織が十分機能しているとはいえ、今後各組織の連関を深めながら、取り組んでいく

ことが望まれる。

【現状】

内部質保証について、すべての教員が十分に理解している状況にあるとはいえないと考える。組織としても、自己点検・自己評価委員会で短期大学部としての点検・評価を行い、改善の取組みについては、改善実施委員会等で行うこととしているが、各組織の所掌、権限、責任について、明確になっていないため、十分機能していない現状にある。

【課題】

内部質保証に関する共通認識を構築し、その観点から、各種委員会の所掌（役割）、権限を明確にし、各組織間の連関を深める必要がある。

【対応策】

早急に、学内の内部質保証システムのための組織整備について検討する。また、内部質保証の観点から、各種委員会の所掌（役割）、権限を明確にし、連関を強化していく。

NO. 26

指摘内容

内部質保証システムの学内体制は今後整備していくことが予定されていることから、速やかに組織整備を図り、PDCA サイクルを適切に機能させることが望まれる。

【現状】

未整備の内部質保証システムの早急なる構築と適切なる運用が課題であると認識している。内部質保証のあり方やシステムの学内体制の整備は平成 26 年度より自己点検自己評価の系統事項として俎上にあがっているが、現状では停滞の感が否めない。これは、重要な課題にもかかわらず、その認識の度合いが構成員間で差があることも阻害要因の一つとなっていると見られる。